

熊本県学校図書館協議会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は熊本県学校図書館協議会と称する。
- 第2条 本会は熊本県小学校教育研究会図書館部会・熊本県中学校教育研究会図書館部会・熊本県高等学校教育研究会図書館部会・熊本県小中学校司書部会（以下各部会と称する）をもって構成する。
- 第3条 本会は本県学校図書館の充実と発展を図り、学校教育の遂行に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 研究会、講習会、展示会などの開催
 2. 宣伝、啓発活動
 3. 優良図書、図書館用品などの研究紹介
 4. その他

第2章 役員および機関

- 第5条 総会は原則として毎年1回開き重要事項を協議する。但し、時宜により評議員会の決定をもってこれに代えることができる。
- 第6条 本会には次の役員をおく。
会長1名、副会長若干名、県事務局長1名、会計監査若干名、評議員若干名、任期は1年とし、再任を妨げない。役員は総会で承認をうける。
- 第7条 本会は事務局を会長の指定校におき、事務局部員は会長がこれを委嘱する。
- 第8条 本会は顧問と参与を置くことができる。顧問と参与は会長がこれを委嘱する。
- 第9条 本会は各郡市に支部をおく。
- 第10条 本会に評議員をおく。評議員会は各郡市支部長及び高等学校部会代表者、司書部会代表者をもって構成する。評議員会は年1回以上開催し、会長がこれを招集する。
- 第11条 評議員会は次の事項を審議決定する。
1. 本会の運営方針及び各種事業計画
 2. 予算・決算の審議
 3. 役員選出
 4. 規約改正
 5. その他の重要な事項
- 第12条 本会の事務局は次の3部に分け、各部毎に部員若干名をおく。
- ◎ 庶務会計部 庶務会計に関すること。
 - ◎ 事業部 研究会、講習会、展示会に関すること。
 - ◎ 研究調査部 研究、調査、統計などに関すること。
- 第13条 本会の経費は各部会の負担及び各学校の会費による。
- 第14条 会計年度は4月1日より翌3月31日までとする。
- 第15条 本会の会務について功績のあったものについて、会長は評議員会の承認を得て、その表彰を行う。
- (資格) 1. 本会の役員で3年以上その職を勤めた者。
2. 本会の発展に多大の功績があった者。
- 付則 1. この規約は昭和47年11月28日より実施する。
2. 本規約の運営に必要な細則は別に定める。
3. 本規約は昭和63年6月4日に改正し、昭和63年6月4日より実施する。
4. 本規約は平成14年6月28日に改正し、平成14年6月28日より実施する。
5. 本規約は平成27年6月5日に改正し、平成27年6月5日より実施する。
6. 本規約は平成29年6月9日に改正し、平成29年6月9日より実施する。